柏市母子家庭等自立促進計画

平成22年3月

柏市児童育成課

目 次

1	言	画策定の趣旨	•	•	•	•	•	•		1
	(1)	計画策定の背景	•	•	•	•	•	•		1
	(2)	計画の目的	•	•	•	•	•	•		2
	(3)	計画の根拠と位置付け	•	•	•	•	•	•		3
	(4)	計画期間等	•	•	•	•	•	•		7
	_									
2		¹ 子家庭の現状と課題	•	•	•	•	•	•		7
	_	とり親家庭の現状	•	•	•	•	•	•		8
	框	間談件数と相談内容	•	•	•	•	•	•		9
	(1)	柏市における現状	•	•	•	•	•	•	1	0
		ひとり親になった状況	•	•	•	•	•	•	1	1
		就労状況	•	•	•	•	•	•	1	2
		家庭の収入状況	•	•	•	•	•	•	1	3
		養育費の状況	•	•	•	•	•	•	1	5
		居住状況	•	•	•	•	•	•	1	6
		保育の状況	•	•	•	•	•	•	1	7
		困りごと , 悩みごと	•	•	•	•	•	•	1	8
	(2)	柏市におけるひとり親家庭を	•	•	•	•	•	•	1	9
	耳	双り巻く課題								
3	ŧ	援の基本姿勢と方向性							2	1
J	بر (1)	目標	•	•	•	•		•	2	1
	(2)	施策の方向性と体系		•			•	•	2	·
	(2)	他来の万円住と 体示							_	_
4	言	┢画期間における進め方	•	•	•	•	•	•	2	3
	(1)	具体の施策	•	•	•	•	•	•	2	3
		就業支援	•	•	•	•	•	•	2	3
		生活・子育て支援	•	•	•	•	•	•	2	4
		経済的支援	•	•	•	•	•	•	2	5
		養育費確保	•	•	•	•	•	•	2	7
		相談業務	•	•	•	•	•	•	2	8
奕	: 本习									
貝	料柏市	う うひとり親家庭等ニーズ調査		•			•	•	2	a
		がこり就ぶ延守―― 入 嗣且 第44書							_	J

1 . 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年,男女共同参画の下,女性の社会進出が進みつつあります。また,社会構造の変化や個人の生活スタイルの変化に伴い離婚の増加やシングルマザーと呼ばれる未婚の母の家庭が増えている傾向にあります。

しかし,ひとり親家庭等を取り巻く生活環境は,依然改善されているとは言いがたい状況にあり,母子家庭や父子家庭にとっては,子育てをしながらの経済的な自立や子どもの養育問題・生活面での悩みなど,ひとり親になって直面するさまざまな困難が待ち受けています。

そのため、国では「きめ細かなサービスの展開」と「自立支援」に向けて、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」(平成14年11月公布・平成15年4月施行)を制定いたしました。

この改正は,支援の方向性を一時的な支援である金銭的給付や 貸付の「経済的支援」から自ら生活を築いていくための「自立支 援」への施策の転換を図るもので、母子自立支援員が総合的な窓口となり、支援体制の強化を図りながら「子育て生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」の総合的な展開の推進が定められました。

(2)計画の目的

この計画は、母子家庭等を総合的に支援することにより、その 生活の安定と向上を図り、もって母子家庭等の自立を促進するこ とを目的としています。

言葉の定義

母子家庭等とは

本計画では,母子家庭,父子家庭,寡婦をすべて含めて母子家庭等としました。

ひとり親家庭とは

本計画では、母子家庭、父子家庭を併せてひとり親家庭としました。

母子家庭、父子家庭とは

次のいずれかに該当する方が、18歳未満の子どもを現に扶養している家庭のことです。

- ・夫(妻)と死別あるいは離婚し、現在も婚姻をしていないかた
- ・夫(妻)の生死が明らかではないかた
- ・夫(妻)から遺棄されているかた
- ・夫(妻)が拘束されているかた
- ・夫(妻)が精神または身体の障害により長期にわたって働けないかた
- ・婚姻によらないで母(父)になったかた

寡婦とは

かつて母子家庭の母であったかたで、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にあるかた

(3)計画の根拠と位置付け

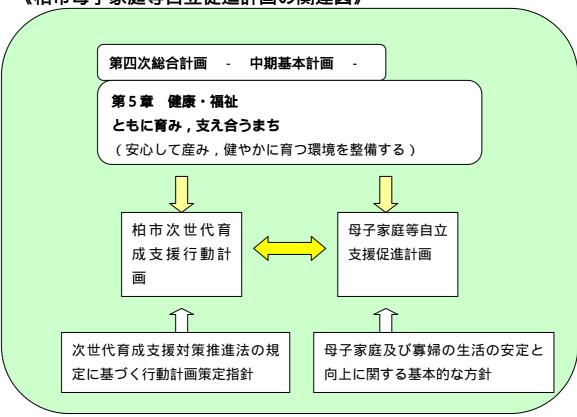
平成14年11月、母子家庭等に対するきめ細かな福祉サービスの展開と自立支援を目的として母子及び寡婦福祉法が改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画策定についての規定が設けられました。

また,次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、行動計画策 定指針にも次世代育成支援行動計画との整合性を図ることとされ ています。

本市では,「柏市第四次総合計画(中期基本計画)」を上位計画とし,柏市次世代育成支援行動計画と整合・調整を図りながら,市民や地域,関係機関,行政等が密接な連携をとり母子家庭等の自立促進の支援を行なうため,本計画を策定するものです。

平成20年11月には、母子家庭等の皆様(児童扶養手当受給対象者)のご協力により「柏市ひとり親家庭等ニーズ調査」を行い、母子家庭等の皆様のご意見も参考に本計画を策定いたしました。

《柏市母子家庭等自立促進計画の関連図》



上位計画等における計画内容

柏市第四	柏市第四次総合計画(中期基本計画)(平成 18 年 3 月策定)						
将来都市像	みんなでつくる安心,希望,支え合いのまち 柏						
基本構想	施策の大綱(抜粋)						
	第5章 健康・福祉(ともに育み,支え合うまち)						
	3 安心して産み,健やかに育つ環境を整備する(子育て支援)						
	子どもたちが,心身ともに健やかに成長できるよう(中略)子育						
	て支援を推進する体制整備を通じて,子どもたちの自立を社会全体						
	で支える環境づくりを進めます。						

基本計画	第5章 健康・福祉(ともに育み,支え合うまち)
	3 安心して産み、健やかに育つ環境を整備する(子育て支援)
	ひとり親家庭の子育て支援
	子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければ
	ならない状況の中で,様々な困難・問題に直面している家庭が多
	いことから,生活支援や保育サービスの提供,経済的支援,就業
	支援等の対策を行ないます。

柏市	5次世代育成支援行動計画(平成 17 年 3 月策定)
基本理念	ともに寄り添い支えあい、生きる力・育てる力をはぐくむまち
	かしわ
基本的な考え方	【"地"育】(地域づくり・人間関係づくり)
	子どもから高齢者まで、すべての市民が、主体的に社会参加し、
	人間関係をつくりながら、社会連帯意識を芽生えさせること。
	【自立】(生きる力をはぐくむ支援)
	子どもから高齢者まで、すべての市民が、自らの責任と行動によ
	り、目の前にある問題を解決し、主体的に社会参加していくこと。
	また、その力を養うことをいう。
	【支援】(育てる力をはぐくむ支援)
	これまで進められてきた施策や整備されてきた資源を有効に活用
	しながら、さらなる家庭への育児を支援し、地域の育児力をはぐく
	む環境づくりを進めていくための取り組みをいう。
	【見守り・保護】(ともに歩む支援)
	児童虐待などの緊急かつ行政が特に介入しなければならない場合
	の支援をいう。ひとり親家庭に対する支援、不登校・いじめ・不良
	行為などへの対応、その他子どもに関して特別な支援を必要とする
	場合の支援をいう。

参考法令抜粋

母子及び寡婦福祉法

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と 向上に努めなければならない。

(基本方針)

- 第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)が、次条第一項の規定に基づき策定する母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「母子家庭及び寡婦自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する 重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係 行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する ものとする。

(母子家庭及び寡婦自立促進計画)

- 第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進 計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意 見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する 事項
 - 二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとす る施策の基本となるべき事項
 - 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する 重要事項

(4)計画期間等

この計画は、平成22年度から5年間に柏市が実施すべき母子 家庭等の自立促進のための支援の方向性を示すものです。

・計画期間

平成22年4月1日~平成27年3月31日

2. 母子家庭の現状と課題

本市の近年における母子家庭世帯については,女性の夫婦関係の価値観の変化(結婚という枠に囚われたく無いなど)など 社会の意識が変化してきたこともあり,母子家庭等は増える傾向にあります。

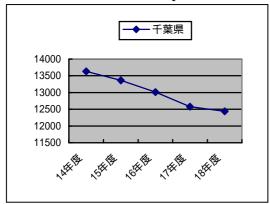
また,景気の低迷による就職先の減少や家庭に入っていた女性の社会参加に伴い保育を必要とする児童の増加の影響など, 母子家庭の皆さんが自立していくためにクリアしていかなければならない困難が待ち構えています。さらに,近年では母子家 庭だけではなく父子家庭においても景気の影響からリストラに合うなど,経済的に困窮する父子家庭も多くなる傾向が見られます。

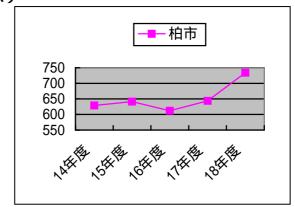
本市では,母子家庭等のニーズを把握するため,無差別に抽出した母子家庭等の1000世帯を対象にアンケート調査を行ないました。

ひとり親家庭の現状

ひとり親家庭世帯数の推移については,下記離婚件数の表で分かるとおり,千葉県では年々減少傾向にあるにもかかわらず,柏市では,総人口に対しての離婚率(人口千人あたり)で見ると毎年2%近い世帯が離婚をしており,全体の母子家庭世帯も毎年一定数の増加が見て取ることができます。

・離婚件数の推移 (人口動態調査参照)





<i>(</i>	木	白 市	千	葉県	全	国
年度	離婚件	離婚率	離婚件	離婚率	離婚件	離婚率
	数	(人口千人対)	数	(人口千人対)	数	(人口千人対)
1 4	629	1.90	13,633	2.30	289,896	2.30
1 5	641	1.93	13,365	2.24	283,854	2.25
1 6	612	1.83	13,015	2.18	270,804	2.15
1 7	656	1.72	12,579	2.10	261,917	2.08
1 8	734	1.91	12,440	2.07	257,475	2.04

また,本市のひとり親家庭の状況は,国勢調査のデータから見るとひとり親世帯の 大多数が母子家庭世帯で占めている現状が見られます。

・ひとり親家庭数の推移(柏市)

国勢調査で見るひとり親家庭の世帯数

年度	全世帯	うち母子家庭	%	うち父子家庭	%
1 2	1,586	1,343	84.7	243	15.3
1 7	1,730	1,501	86,8	229	13.2

相談件数と相談内容

本市では、母子家庭世帯の様々な悩みや困りごとの相談を受けるために、母子自立支援員が在籍しており、電話相談・面談での相談などを行い、母子家庭の皆さんの良き相談相手となっています。

(平成20年度の相談件数と内容)

区分		件数		区分	件数
	住宅	3 6	経	貸付・償還	1 3 4
生	医療・健康	3 6	済	児童扶養手当	5 2
活	家庭紛争	家庭紛争 89 的		生活保護	3 3
-	就労	202	支	税金	6
般	養育費	5 0	援	その他	1 2 9
	その他	4 5	そ	母子生活支援施設	9
IB	養育	3 2	のその他		3 9
児童	教育	1 6 5	他		23
里	その他	2 0		合計相談件数	1,077

(1)柏市における現状

本計画の策定にさきがけ,平成20年度にひとり親の家庭におけるニーズ調査を次のとおり行ないました。

調查対象

児童扶養手当、遺児等養育手当、ひとり親医療費助成事業対象世帯から無作為抽出。

調査時期

平成20年12月1日~12月17日 回収状況

アンケート配布世帯数1,000世帯"回収世帯441世帯回収率44.1%

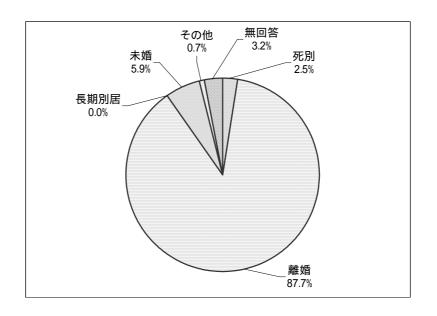
ニーズ調査における結果は、有効回収率が44.1%とそれほ

ど高くはないものの,回答があったものについては,母子家庭等の不満,要望など近年の経済状況や社会情勢に影響された回答が 多い傾向にありました。

ひとり親になった状況

回答者は,30~40歳代が中心層と考えられ,その多くが母子家庭であった。また,子どもとの2~3人暮らしが中心的な世帯像であり,ひとり親になったときには就学前の児童がいる家庭が全体の約80%を占めていました。

ひとり親となった理由については,離婚が約87%を占め,死 別は約2.5%,未婚は約6%でした。

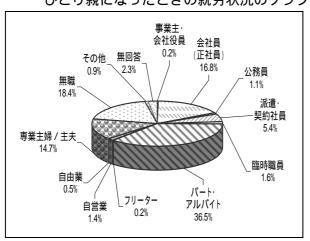


就労状況

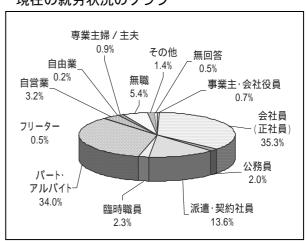
ひとり親になった時の就労の状況は、ほとんどのかたが何らかの形で働いており、パート・アルバイトが約36.5%と最も多く、世帯の主たる収入ではなく、家計の補助的状況であったことが伺えます。また、無職や専業主婦(夫)を含めた働いていなかったかたが約33%となっていました。

現在の就労状況を見ると無職や専業主婦(夫)を含めた働いていなかったかたの割合が約5.4%と減少し,家計を支えるため何らかの形で就労していることが伺えます。

ひとり親になったときの就労状況のグラフ

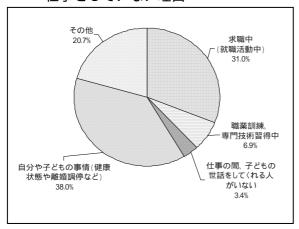


現在の就労状況のグラフ

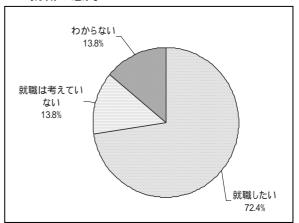


現在,働いていないかたについて,その約72%のかたが就職 したいと考えているにもかかわらず,働いていない理由は,健康 状態や家庭の事情が大きい。また,働いていなくても現在約3 1%のかたが就職活動中でした。

仕事をしていない理由



就職の意向



家庭の収入状況

回答いただいた世帯の主な収入源は,ひとり親の収入のみに頼る傾向が強く,児童扶養手当とするかたも少なくありません。

収入階層は、母子家庭では100~300万円未満、父子家庭では200~400万円未満の所得階層が多く、回答者全体としては0~300万円未満が60%を占め、比較的所得が低い状況にあります。母子家庭の場合、 1,000万円以上の高所得層も確認できるが、100万円未満の低所得層が約10%確認でき、生活レベルに差があります。就業状況で正社員比率が高いとはい

え、給与面では低水準にあることがわかります。

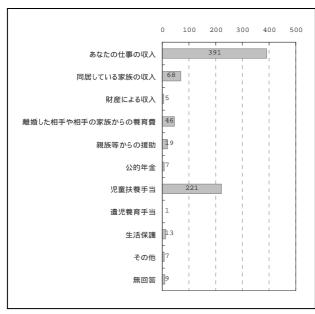
現在の暮らし向きは、「苦しい」、「やや苦しい」の余裕がない と判断する回答が80%以上を占め、400万円程度の年間収入を 境に生活にゆとりの有無の評価が分かれています。

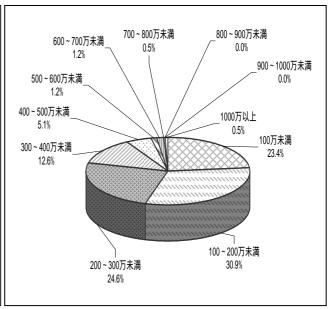
また,家計を圧迫している支出については育児費・教育費、住宅費、食費であり、育児費・教育費では、塾やお稽古ごと、学費の2つが主要因となっています

男女別の収入状況については,アンケート結果を参照

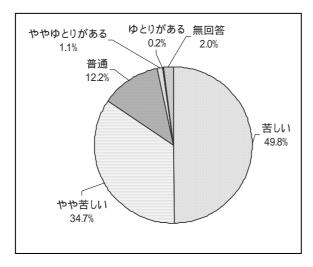
世帯の収入源

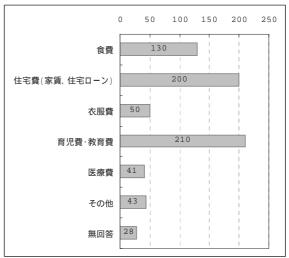
回答者の年間収入





現 在 の 暮 ら し 向 き 家計を圧迫する支出





養育費の状況

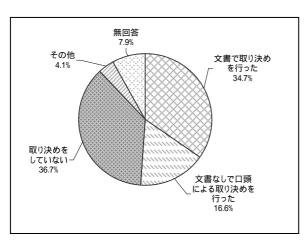
養育費について文書・口頭の別はともかく、過半数が何らかの取り決めを行っていることがわかります。しかし、特に取り決めをしていないとするかたも約36%見られます。

また,取り決めを行い、養育費を受け取っているのは約34%であり、実際には過半数が養育費を受け取っておらず、世帯収入の低所得化、学費等の家庭経済に与える影響を考慮すると、現状は厳しい状況にあることがわかります。

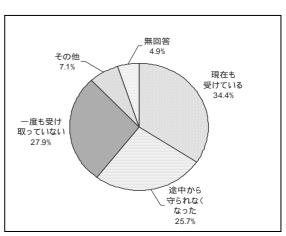
養育費に関しては約37%のかたが、離別した相手、自分の家族、弁護士等と相談をしていますが、弁護士等や市の窓口などの

第三者機関を利用したのは全体の約23%。一方で約30%のかたが、相手に支払い能力がない・早く離縁したい・相手に支払う意思がない・当初からもらうつもりがない・自立意志が強いなどの理由により誰にも相談無く離別しています。

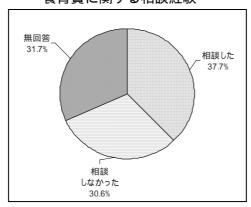
離別者との養育費の取り決め



養育費の受領状況



養育費に関する相談経験

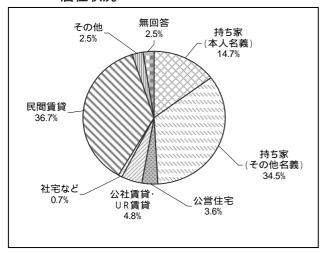


居住状況

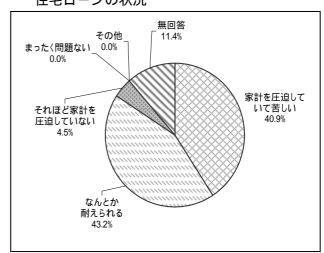
ひとり親家庭の居住の状況は、民間賃貸居住が約36.7%、

持ち家(本人名義・その他名義含)が約49%であり、公的賃貸 (公営・都市機構・公社)は10%に満たしません。本人名義の 持ち家でローン返済者も全体の約10%おり、そのうち40%が 家計を圧迫していて苦しいとしています。母子家庭の場合,本人 以外の名義の持ち家率が高いこと,民間賃貸居住の母子家庭も約 36.7%あることから,公営住宅の需要が多いことも見て取れ ます。

居住状況



住宅ローンの状況



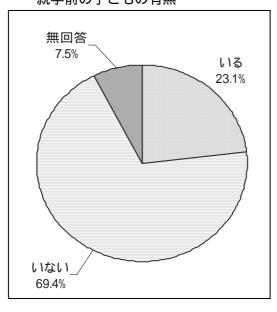
保育の状況

今回のアンケートに回答のあった世帯では,就学前の子どもがいる家庭が全体の23%見られ,その多くが保育園や幼稚園に在籍しています。しかしながら,終日,親や兄弟姉妹親族に預けて

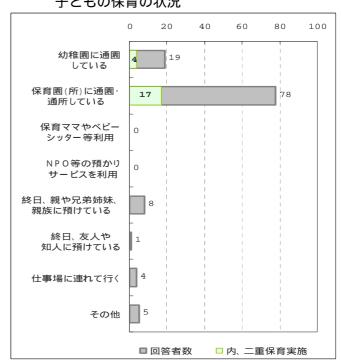
いるかたや仕事場に連れて行くかたが見られます。

また、幼稚園利用者も放課後、祖父母等に預けるなどの実態があり、ひとり親にとって、保育園が幼稚園に比べて入園年齢や保育時間、給食など利用しやすい状況があり、保育園への潜在的需要は高いと思われます。

就学前の子どもの有無



子どもの保育の状況



困りごと,悩みごと

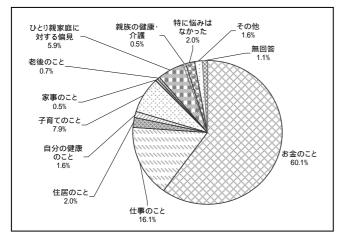
ひとり親家庭の不安や心配事は,子どもが大きくなるにしたがって増加する教育費や自身の病気などから来る経済的なものが,

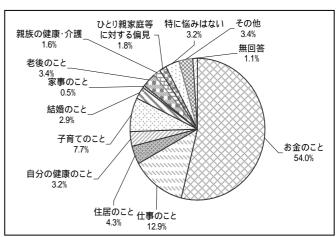
将来にわたっての大きな不安となっていることがわかります。

また,相談相手については,自身の家族や親戚,友人・知人が 多くを占めるものの,相談相手はいないとするかたも見られます。

ひとり親になったときの自身の悩み

現在の自身の悩み





(2)柏市におけるひとり親家庭を取り巻く課題

前記したように母子家庭等の現状(巻末にニーズ調査結果 添付)からは,次のような課題が読取れます。

地域社会の中で、子どもが親とともに様々な経験を積んで成 長する前の段階でひとり親家庭になっていることから,家庭 内での子育て力の低下や地域や親族のつながりが希薄になる 場合も考えられ,子育てや健康に関する様々な情報交換や交流の機会が少なくなり、子育ての孤立化、子育てへの不安・ 負担増を感じる親が増加する。

母子家庭の母親の中には,結婚後仕事についていなかったかたもいるため,離婚後も再就職が難しい環境にあり,支援としての就労相談や企業側での受入協力が必要である。

就労や一時的な病気などのため,子どもを安心して預けられる場所(保育園や一時預かりの制度)の確保

経済的な不安が多くのかたに見られることから,就労支援と 併せ緊急の場合の貸付制度の充実

父子家庭についても,近年の経済状況の影響を受け,十分な収入を得られていないかたもいると思われるため,母子家庭の支援と同等の施策の検討が必要

3.支援の基本姿勢と方向性

柏市では、母子家庭世帯等の生活の安定と向上のため、次に掲げる目標に向けて施策を展開してまいります。

(1)目標

「母子家庭等の誰もが安全で安心した 生活を送れる柏市へ」

柏市では,第四次総合計画の第5章で「ともに育み,支え合うまち」をテーマに各種施策を進めてきました。次世代育成支援行動計画でも「ともに寄り添い支えあい,生きる力・育てる力をはぐくむまち かしわ」をテーマに進めています。今回の母子家庭等自立促進計画については,両上位計画より具体的なテーマをもって進めて行きたいと考えています。

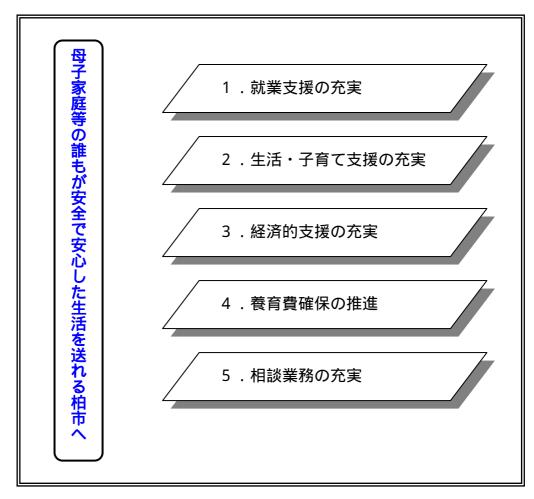
(2)施策の方向性と体系

方向性

柏市の母子家庭等の支援の方向性は、生活の安定と向上を促進するための支援として、今までの手当等の支給による一時的な安定から、就労によって自立に繋げ自らが安定・安心のできる暮らしを築き上げていく支援に変えていくこととします。

体系

本計画の期間においては,下記の体系をもって各種支援施策を進めていきます。



4.計画期間における進め方

(1)具体の施策

就業支援

母子家庭等の世帯が,自立し,十分な収入を得られ安定した生活を営めるよう,就労相談・職業能力育成のための支援・就業機会の創出支援を推進してまいります。

ア. P C 教室等 (就業・自立支援)

内 容	方向	母子	父子	寡婦
就業・転職を希望する母子家庭の母親を対				
象に,就業に繋がるパソコン等の教室を実	推進		-	-
施する。				

イ.支援セミナー(就業・自立支援)

内 容	方向	母子	父子	寡婦
就業・転職を希望する母子家庭の母親を対				
象に,履歴書等の書き方,面接のマナーな	推進		-	-
ど就業に際し必要な指導を行なう。				

ウ.自立支援教育訓練給付金(母子家庭自立支援給付金)

内容	方向	母子	父子	寡婦
市が指定する教育訓練講座を受講した児童				
扶養手当受給中の母子家庭の母に受講料の	推進		-	-
20%相当額(限度額有り)を支給する。				

工.高等技能訓練促進費(母子家庭自立支援給付金)

内 容	方向	母子	父子	寡婦
看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・				
理学療法士・作業療法士の資格を取得する				
ため2年以上養成期間で修業する場合に,	推進		-	-
全修業期間について,訓練促進費を支給す				
ర 。				

オ.ひとり親等就業資格等取得助成

内容	方向	母子	父子	寡婦
ひとり親家庭の母若しくは父は就業を目的 に市が定める資格を取得した場合,その資 格の取得に関する経費の2分の1(限度額 20万円・所得制限有り)を助成する。	推進			-

カ.自立支援プログラム(就業機会創出支援)

内容	方向	母子	父子	寡婦
就職や転職を考えている母子家庭のお母様				
の相談に母子自立支援員が応じ,ハローワ	推進		-	-
ークと連携したきめ細かい支援を行なう。				

生活・子育て支援

就学前の子どもがいて,就労が困難な場合や学校の放課後に安心していることができる子どもルーム等安心してひとり親の母または父が働くことのできる環境に配慮します。また,子どもの社会性を育むためにも子どもの居場所の確保に努めます。

ア.保育園の優先入所

内容	方向	母子	父子	寡婦
就学前の子どもがいるため,就労の機会を				
逃しているひとり親家庭の子どもの保育園	推進			-
への優先的な入所を配慮します。				

イ.子どもの居場所(こどもルーム等)

内 容	方向	母子	父子	寡婦
就学児童の放課後の安全や子どもの社会性				
を育むため子どもルーム等子どもの居場所	推進			-
の確保に努める。				

ウ.公営住宅の優先入居

内 容	方向	母子	父子	寡婦
収入が少なく生活が困窮している母子家庭	↓ ◆÷→			
の公営住宅の優先的な入居を配慮する。	検討		-	-

工.母子家庭等日常生活支援事業

内 容	方向	母子	父子	寡婦
ひとり親家庭の世帯で,病気・事故・冠婚				
葬祭などやむを得ない事情により,一時的	検討			
に生活の支援が必要なときに,生活支援員	実施			-
を派遣する。				

経済的支援

ひとり親家庭の経済的自立のためには,就業し自立に十分な

収入を得ることが最良ではあるが,様々な事業により十分な収入を得られず,生活に困窮する家庭については,経済的支援を引き続き実施してまいります。

ア. 母子寡婦福祉資金の貸付

内 容	方向	母子	父子	寡婦
母子及び寡婦家庭において,子どもの修学				
及び就学支度や母親の技能習得・就職など	+#->#=			
資金が必要なときに,無利子または低利で	推進		-	
各種資金を貸付します。				

イ.児童扶養手当

内 容	方向	母子	父子	寡婦
18歳以下の子どもを養育(監護)してい				
る母子家庭の母親に対し,手当を扶助す				
る。 父子家庭についても平成22年8月	推進		(名字)	-
から対象とする。			(予定)	
(所得制限等支給要件有り)				

ウ.遺児等養育手当

内 容	方向	母子	父子	寡婦
父母または父若しくは母と死別した義務教	# . #			
育までの子どもと同居し,養育しているか				
たに,養育手当を扶助する。	推進			-
(所得制限等支給要件有り)				

エ.ひとり親家庭等医療費助成

内 容	方向	母子	父子	寡婦
ひとり親家庭の経済的負担を軽減するた				
め,医療費の患者負担金を支給する。	推進			-
(所得制限等支給要件有り)				

オ.ファミリー・サポート・センター利用料助成

内 容	方向	母子	父子	寡婦
小学4年生までの児童を預かる「かしわファミリー・サポート・センター」の利用者でひとり親または養育者のかたの経済的負				
担を軽減するため、利用料金の半額を助成する。	推進			-
(所得制限等支給要件及び助成上限額有 り)				

カ.父子家庭に対する支援

内容	方向	母子	父子	寡婦
父子家庭に対する支援については,今後,				
ニーズや実情の把握に努め、より効果的な	検討	-		-
施策を検討していきます。				

養育費確保

ひとり親家庭等の子どもが養育費を受け取れるよう,養育費についての取り決めの促進,養育費支払についての社会的意識の醸成,相談や情報提供など養育費確保への支援を行ないます。

ア.離婚前の相談等・情報提供

内容	方向	母子	父子	寡婦
離別したひとり親が同居している子どもの				
ために,養育費を受け取れるよう法テラス				
等を紹介するとともに,離婚前の相談にお	拡大			-
いても,養育費の取得についての助言等を				
進めるものとする。				

相談業務

母子家庭等の抱える様々な悩みや不安に,プライバシーに 配慮したきめ細やかな相談が行なえるよう努めてまいります。

ア. 母子自立支援員等による相談

内 容	方向	母子	父子	寡婦
母子自立支援員が母子家庭の母親の抱える	拡大			
様々な悩みや不安を取り除くよう相談を受				
けています。また,就労や各種制度の説明				-
などの支援のご案内をいたします。				

イ.情報提供の充実

内容	方向	母子	父子	寡婦
各種制度の紹介や改正点などホームページ				
や広報 , パンフレット等を使って情報提供	推進			
の充実に努めます。				